

広島森林管理署事案原因究明委員会報告書

別冊資料

## 職員等に対する捜査・公判の概要

平成24年2月6日

近畿中国森林管理局

# 目次

	頁
○ 職員等に対する捜査・公判の概要	
1 職員の捜査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 公判の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

※公判の概要について、近畿中国森林管理局関係者が各公判において傍聴した内容に基づき作成したものである。

## ○ 職員等に対する捜査・公判の概要

### 1 職員の捜査の概要

近畿中国森林管理局広島森林管理署に在籍していた職員3人(A、B、C)及び造林・生産事業の請負業者((有)D木材代表取締役 D(以下、「業者(D)」という。))は、平成23年8月から10月にかけて逮捕・起訴された。

これらの職員は、平成23年10月以降に広島地方裁判所(以下「広島地裁」という。)において公判が行われ、平成24年1月には職員3人に対して有罪判決が言い渡された。(業者(D)に対しては、平成24年2月に有罪判決が言い渡された。)

#### (1) 職員(A)

##### ① 役職

(逮捕時)近畿中国森林管理局 総務部 総務課付

(事案当時)広島森林管理署 業務課 技術専門官

職務:署長発注に係る素材生産事業の一般競争入札等において、業務課長の命を受け、入札公告及び入札説明書の作成、競争参加資格確認申請書の確認、総合評価落札方式における技術提案書の課題の設定並びに予定価格調書及び予定価格調書内訳書の作成等

② 平成23年8月18日、広島森林管理署長発注に係る「恵下谷山(えげたにやま)国有林森林整備事業」の入札に関する加重収賄等の容疑で広島県警察本部(以下「広島県警」という。)により逮捕され、翌19日、広島地方検察庁(以下「広島地検」という。)に送検された。

③ なお、同日、業者(D)が贈賄等の容疑で広島県警により逮捕され、翌19日に送検された。

④ 平成23年9月7日、広島地検により、「恵下谷山国有林森林整備事業」の入札に関する競売入札妨害、加重収賄等の罪で起訴された。

⑤ なお、近畿中国森林管理局は、平成23年11月21日付けで、職員(A)に対して懲戒処分(免職)を行った。

#### (2) 職員(B)

##### ① 役職

(逮捕時)近畿中国森林管理局 岡山森林管理署 管理係長

(事案当時)広島森林管理署 業務課 森林育成係長

職務:署長発注に係る造林事業の一般競争入札等において、入札公告及び入札説明書の作成、競争参加資格確認申請書の確認、総合評価落札方式における技術提案書の課題の設定並びに予定価格調書及び予定価格調書内訳書の作成等

- ② 平成 23 年 9 月 28 日、広島森林管理署長発注に係る「麻下山(まげやま)国有林外森林整備事業」及び「中ノ甲(なかのこう)国有林外森林整備事業」の入札に関する加重収賄等の容疑で広島県警により逮捕され、翌 29 日、広島地検に送検された。
- ③ なお、同日、既に逮捕されていた業者(D)が、贈賄等の容疑で広島県警により再逮捕され、翌 29 日に送検された。
- ④ 平成 23 年 10 月 18 日、広島地検により、「麻下山国有林外森林整備事業」及び「中ノ甲国有林外森林整備事業」の入札に関する競売入札妨害、加重収賄等の罪で起訴された。
- ⑤ なお、近畿中国森林管理局は、平成 23 年 12 月 19 日付けで、職員(B)に対して懲戒処分(免職)を行った。

### (3)職員(C)

#### ① 役職

(逮捕時)近畿中国森林管理局 森林整備部 販売課 生産係長

(事案当時)広島森林管理署 業務課長

職務:署長発注に係る素材生産事業等の競争入札において、業務課の所掌事務全般を総括し、入札公告及び入札説明書の作成、競争参加資格確認申請書の審査、予定価格の算出及び予定価格調書の内容確認等

- ② 平成 23 年 10 月 26 日、広島森林管理署長発注に係る「小田山(こださん)国有林外造林事業」及び「恵下谷山国有林森林整備事業」等の入札に関する加重収賄等の容疑で広島県警により逮捕され、翌 27 日、広島地検に送検された。
- ③ なお、同日、既に逮捕されていた業者(D)が、贈賄等の容疑で広島県警により再々逮捕され、翌 27 日に送検された。
- ④ 平成 23 年 11 月 15 日、広島地検により、「小田山国有林外造林事業」及び「恵下谷山国有林森林整備事業」の入札に関する競売入札妨害、加重収賄等の罪で起訴された。
- ⑤ なお、近畿中国森林管理局は、平成 24 年 1 月 24 日付けで、職員(C)に対して懲戒処分(免職)を行った。

(参考)業者(D)

- ① 業者(D)は、先代が創業した事業体を昭和 50 年に継承し、昭和 62 年に(有)D木材を設立し、山林の伐採、搬出及び販売等を目的とする(有)D木材の代表取締役であった(平成 23 年 12 月まで)。(有)D木材の受注していた事業のほとんどは広島森林管理署長が発注する生産・造林事業であった。
- ② 業者(D)は、上記職員 3 名と共謀して、入札等の公正を害すべき行為を行うとともに、職員 3 名に対して接待等を行い、その職務に対し賄賂を供与したとして、贈賄等の容疑によりそれぞれの職員 3 名と同日に逮捕され、その後贈賄等の罪で起訴された。
- ③ なお、近畿中国森林管理局は、(有)D木材に対して、平成 23 年 8 月 19 日付けで 1 年間の指名停止を行い、更に同年 9 月 29 日に追加 4 ヶ月間の指名停止を、同年 10 月 27 日に追加 4 ヶ月間の指名停止を行った(平成 23 年 8 月 19 日～平成 25 年 4 月 18 日(20 ヶ月間):指名停止)。

## 2 公判の概要

(1)職員(A)

職員(A)に関しては、広島地裁において、平成 23 年 10 月 21 日に第 1 回公判、同年 11 月 18 日に第 2 回公判、同年 12 月 9 日に第 3 回公判、同年 12 月 15 日に第 4 回公判、平成 24 年 1 月 10 日に第 5 回公判、同年 1 月 24 日に第 6 回公判が開かれ、同年 1 月 24 日に懲役 2 年、執行猶予 4 年、追徴金 21 万 2,231 円の有罪判決が言い渡された。

① 起訴の内容

職員(A)は、広島森林管理署長発注に係る「恵下谷山国有林森林整備事業」の総合評価落札方式による競争入札に際し、業者が作成して提出すべき技術提案書を作成し、同事業を(有)D木材に落札させ、入札等の公正を害すべき行為を行った。

また、上記の不正な行為及びかねてからの同会社への有利かつ便宜な取り計らいに対する謝礼として供与されるものと知りながら、業者(D)から、商品券 30 枚(額面金額合計 3 万円)、飲食及び旅館宿泊の接待(代金合計 18 万 2,231 円相当)の供与を受けた。

(罪名及び罰条)

- ・ 競売入札妨害(刑法 96 条の 3 第 1 項(平成 23 年法律 74 号による改正前のもの))
- ・ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害

すべき行為の処罰に関する法律違反(同法 8 条、刑法 60 条)

- ・ 加重収賄(刑法 197 条の 3 第 2 項)

## ② 第 1 回公判の内容

職員(A)は、上記の起訴事実を概ね認め、検察官によって次の証明予定事実が述べられた。

- ・ 職員(A)は、広島森林管理署業務課技術専門官として、同署業務課長の命を受け、同署長発注に係る素材生産事業の一般競争入札等において、入札公告及び入札説明書の作成、競争参加資格確認申請書の確認、総合評価落札方式における技術提案書の課題の設定並びに予定価格調書及び予定価格調書内訳書の作成等の職務に従事していたところ、業者(D)から依頼を受けて、平成 22 年 3 月 10 日に予定していた「恵下谷山国有林森林整備事業(保育間伐(活用型))」の総合評価落札方式による競争入札に際し、業者(D)からの依頼に応じて、本来は業者が作成して提出すべき技術提案書の作成の代行を行った。
- ・ 職員(A)は、技術提案書の作成以前から、業者が作成すべき事業計画書の作成を肩代わりする等により業者(D)に便宜を図っていた。業者(D)から「恵下谷山国有林森林整備事業(保育間伐(活用型))」に係る技術提案書の作成を依頼された際には、技術提案書は品質確保の差異を計るために各事業毎に発注者が設定した課題に対して入札参加者が自ら考えた対応を記載して提出するものであって、それを発注者側が作成すれば、総合評価落札方式の意味が無くなるため、依頼を断ろうとしたが、従来から各種書類作成の肩代わりなどの便宜を図ったり、これに対する接待による見返りを受けることになれていたことや総合評価落札方式の導入による書類の複雑さに業者(D)が対応しきれないということが理解できたため、業者(D)からの依頼に応じて技術提案書の作成を行った。
- ・ 業者(D)はこれまでの便宜供与への謝礼の趣旨で接待等を供与しており、職員(A)はその趣旨を理解した上で接待等を受けていた。このため、業者(D)からの依頼に応じることに慣れていたり、接待等を受けていたことで依頼に応じなければならないとの意識があった。

## ③ 判決の内容

(判決)

- ・ 主文「被告人を懲役 2 年に処する。この裁判が確定した日から 4 年間、その刑の執行を猶予する。被告人から、金 21 万 2,231 円を追徴する。」
- ・ 被告人は広島森林管理署に赴任するや程なくして、業者(D)の求め

に応じ、その経営する会社のために様々な便宜を図るとともに、業者（D）から飲食などの接待を受けるようになった。他方、業者（D）の会社の社印が庁舎内に保管され、複数の職員が業者（D）から接待を受け、種々の便宜を図るといった特定の業者との癒着関係は顕著な状況にあった。その中であって、被告人は自ら公務員としての倫理観や規範意識を次第に麻痺させ、従前の便宜をエスカレートさせて、本件入札などの公正を害すべき行為にまで及び、その後、飲食及び宿泊の接待などにかかる賄賂を收受したものである。このことだけを持ってしても、被告人の一連の行為は強く非難されなければならない。

- ・ 犯行態度についてみると、被告人は、総合評価落札方式における技術提案書の課題の設定等を通して、コストの削減や事業の品質確保を図るべき職務についていながら、D木材のために、事業者の技術的能力を判断する際に重要な書面である技術提案書を自ら作成するなど、総合評価落札方式の趣旨を没却し、入札などの公正を害すべき犯行に及んだ。しかるに、被告人は当該不正行為などに関して、その後、業者（D）から6回にわたり飲食又は宿泊の接待などを受けたのである。従って、本件は国有林事業それ自体やその入札制度に対する国民の信頼を大きく損なった悪質な犯行と言うべきである。收受した賄賂の額も21万円あまりと少なくない。こういった事情に照らすと、被告人の刑事責任は相応に重いと言うべきである。
- ・ しかしながら、他方、被告人は事実を認めて、反省の態度を示していること、被告人は前科がないこと、被告人の父親が情状証人として出廷し被告人の指導と監督を誓約していること、自業自得ではあるが懲戒免職処分を受けるなど一定の社会的制裁を受けていること、こういった被告人のために酌むべき事情も認められる。

## (2) 職員(B)

職員(B)に関しては、広島地裁において、平成23年11月28日に第1回公判、平成24年1月6日に第2回公判、同年1月20日に第3回公判が開かれ、同年1月20日に懲役2年、執行猶予4年、追徴金23万2,079円の有罪判決が言い渡された。

### ① 起訴の内容

職員(B)は、広島森林管理署長発注に係る「麻下山国有林森林整備事業」及び「中ノ甲国有林外森林整備事業」の総合評価落札方式による競争入札に際し、業者が作成して提出すべき技術提案書を作成し、同事業を(有)D木材に落札さ

せ、入札等の公正を害すべき行為及び職務上の不正行為を行った。

また、上記の不正な行為及びかねてからの同会社への有利かつ便宜な取り計らいに対する謝礼として供与されるものと知りながら、業者(D)から、商品券 80 枚(額面金額合計 8 万円)、ビール券 10 枚(額面 7,060 円)、飲食等の接待(代金合計 14 万 5,019 円相当)の供与を受けた。

(※収賄額等は、訴因変更後のもの)

(罪名及び罰条)

- ・ 競売入札妨害(刑法 96 条の 3 第 1 項(平成 23 年法律 74 号による改正前のもの))
- ・ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反(同法 8 条、刑法 60 条)
- ・ 加重収賄(刑法 197 条の 3 第 1 項、2 項)

## ② 第 1 回公判の内容

職員(B)は、上記の起訴事実を概ね認め、検察官によって次の証明予定事実が述べられた。

- ・ 職員(B)は、広島森林管理署業務課森林育成係長として、同署長発注に係る造林事業の一般競争入札等に関する業務全般を担当しており、入札公告及び入札説明書の作成、競争参加資格確認申請書の確認、総合評価落札方式における技術提案書の課題の設定並びに予定価格調書及び予定価格調書内訳書の作成等の職務に従事していたところ、業者(D)から依頼を受けて、平成 21 年 12 月 22 日に予定していた「麻下山国有林外森林整備事業」の総合評価落札方式による競争入札に際し、業者(D)からの依頼に応じて、本来は業者が作成して提出すべき技術提案書の作成の代行を行った。
- ・ また、業者(D)から依頼を受けて、平成 22 年 3 月 10 日に予定していた「中ノ甲国有林外森林整備事業」の総合評価落札方式による競争入札に際し、同様に、業者(D)からの依頼に応じて、本来は業者が作成して提出すべき技術提案書の作成の代行を行った。
- ・ 職員(B)は、平成 20 年 4 月に森林育成係長になった以降、業者(D)からの競争入札の予定価格や他の入札参加業者を尋ねる働きかけに対し、予定価格の概数を教えたり、入札参加業者を教えたりしたほか、業者(D)が署に預けていた同社の印鑑を使用し(有)D木材作成名義の書類を業者(D)に代わって作成していた。
- ・ 職員(B)は、業者(D)から「麻下山国有林外森林整備事業」に係る技術提案書の作成を依頼された際には、技術提案書は総合評価落札方式におい



て落札者決定に直接影響するものであるため、業者(D)に対して公表されている仕様書どおりの標準的な標準案の提出を勧めて断ろうとしたが、業者(D)から標準案では技術評価点が見つからないことを理由に更に作成を依頼され、業者の依頼に応じて技術提案書の作成を行った。また、「中ノ甲国有林外森林整備事業」に係る技術提案書の作成を依頼された際にも、業者(D)に対して標準案の提出を勧めて断ろうとしたが、業者(D)から重ねて依頼され、同人よりのこれまでの接待等に報いようと考え、業者(D)からの依頼に応じて技術提案書の作成を行った。

- ・ 職員(B)は、業者に対する技術提案者の作成を含むこれまでの便宜供与への謝礼の趣旨を理解した上で業者(D)から接待等を受けていた。

### ③ 判決の内容

(判決)

- ・ 主文「被告人を懲役2年に処する。この裁判が確定した日から4年間、その刑の執行を猶予する。被告人から、金23万2079円を追徴する。」
- ・ 被告人が広島森林管理署の業務課森林育成係長になったころ、複数の職員が業者(D)から接待を受け、その見返りとして(有)D木材に種々の便宜を図っていた。そのために、(有)D木材の社印が広島森林管理署の庁舎内に保管されているなど、広島森林管理署と(有)D木材との癒着関係は顕著であった。そのような中であって、被告人も業者(D)から接待などを受けて、(有)D木材に便宜を図るようになり、次第に公務員として持つべき倫理観や規範意識を麻痺させていった。その結果、被告人は、総合評価落札方式における技術提案書の課題の設定等を通して、コストの削減や事業の品質確保を図るべき職務にありながら、D木材のために、2件の森林整備事業について、事業者の技術的能力を判断する際に重要な書面である技術提案書を自ら作成するなど、総合評価落札方式の趣旨を没却し、国有林事業やその入札制度に対する国民の信頼を大きく損なう不正行為にまで及んだ。のみならず、被告人はその後、これらの不正行為などに関して更に業者(D)からの接待などを受けた。このようにして收受した賄賂の合計額も、23万円あまりと少なくない。しかしながら、被告人は事実を認めて、反省の態度を示し、妻が被告人の更正に協力する旨約束している。被告人には前科前歴がない。被告人は自業自得ではあるが、懲戒免職処分など一定の社会的制裁を受けた。こういった被告人のために酌むべき事情を考慮すると、被告人には直ちに実刑を科すのではなく、社会内における更正の機会を与えるのが相当である。

### (3) 職員(C)

職員(C)に関しては、広島地裁において平成24年1月4日に第1回公判が、同年1月30日に第2回公判が開かれ、同年1月30日に懲役2年6月、執行猶予4年、追徴金74万8,096円の有罪判決が言い渡された。

#### ① 起訴の内容

職員(C)は、広島森林管理署長発注に係る「小田山国有林外造林事業(保育間伐(活用型)、誘導伐)」の一般競争入札及び「恵下谷山国有林森林整備事業(保育間伐(活用型))」の総合評価落札方式による競争入札に際し、業者(D)に予定価格の1m<sup>3</sup>当たりの単価を教示して、同事業を(有)D木材に落札させ、入札等の公正を害すべき行為及び職務上の不正行為を行った。

また、同会社が有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨及び上記の不正な行為に対する謝礼として供与されるものと知りながら、業者(D)から飲食の接待(代金合計74万8,096円相当)の供与を受けた。

(※収賄額等は、訴因変更後のもの)

#### (罪名及び罰条)

- ・ 競売入札妨害(刑法96条の3第1項(平成23年法律74号による改正前のもの))
- ・ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反(同法8条、刑法60条)
- ・ 加重収賄(刑法197条の3第1項、2項)

#### ② 第1回公判の内容

職員(C)は、上記の起訴事実を概ね認め、検察官によって次の証明予定事実が述べられた。

- ・ 職員(C)は、広島森林管理署業務課長として、同課の所掌事務全般を総括し、同署長発注に係る素材生産事業の一般競争入札等に関する職務に従事していたところ、業者(D)からの依頼に応じて、予定価格の1m<sup>3</sup>当たりの単価を漏洩した。「小田山国有林外造林事業(保育間伐(活用型)、誘導伐)」及び、「恵下谷山国有林森林整備事業(保育間伐(活用型))」の入札に関して、予定価格の1m<sup>3</sup>当たりの単価を教示した。
- ・ 職員(C)は、平成21年4月1日から平成22年7月30日まで広島森林管理署において業務課長として勤務していたが、平成21年6月16日から平成22年7月24日まで業者(D)からの接待を日常的に受けており、在任期間の大半

に及んでおり、その接待についても業者(D)が見返りを求める意図で行われるものであることを認識した上で賄賂を收受した。

### ③ 判決の内容

- ・ 主文「被告人を懲役2年6月に処する。この裁判が確定した日から4年間、その刑の執行を猶予する。被告人から、金74万8096円を追徴する。」
- ・ 被告人が広島森林管理署の業務課長に就任した平成21年4月当時、当署では複数の職員が業者(D)から接待を受け、その見返りに業者(D)が代表取締役を務める(有)D木材に種々の便宜を図り、その社判や社印が広島森林管理署に保管されるなど広島森林管理署と(有)D木材の癒着関係は顕著であった。被告人も就任の2か月後である平成21年6月と7月に業者(D)から飲食などの接待を受け、やがて、業者(D)の求めに応じて、7月に入札が予定されていた造林事業の一般競争入札に際し、本来秘密が厳守されるべき予定価格を容易に算出することが可能となる単価に関する情報を教示した。のみならず、被告人はその後も業者(D)から18回にわたり飲食等の接待を受け、先程と同様に業者(D)の求めに応じて、平成22年3月に入札が予定されていた森林整備事業の総合評価落札方式による競争入札に際し、単価に関する情報を教示した。そして、その後も平成22年8月の異動までの間、6回にわたり業者(D)から飲食の接待を受けたものである。被告人によるこのような入札の公正を害すべき行為により、(有)D木材は有利な価格で落札し得るなど有利な立場で入札に臨むことが可能となったものであり、本件は、競争入札制度の趣旨を没却し、森林事業やその入札制度に対する国民の信頼を裏切る悪質な犯行と言うべき。のみならず、収賄行為は被告人が業務課長在任中の大半の期間に繰り返し行われ、その回数は26回に及ぶなどその常習性は顕著であり、その額も74万円あまりにのぼっている。

このように、被告人は、業務課長として業務課の職員を指導し、その職務である競争入札を適正に行うという責任ある地位にありながら、業務課職員とともに業者(D)から多数回にわたり飲食接待を受けるなどし、2回にわたり不正行為に及んだ。その倫理観や規範意識には重大な問題があったと言わざるを得ない。被告人の刑事責任は相応に重いと言うべきである。

他方で、被告人は犯罪事実を認めて、反省の態度を示していること。被告人の姉が情状証人として出廷し、被告人の更正に協力する旨約束している。被告人には前科がないこと。自業自得ではあるが、懲戒免職処分を受けていることなど被告人のために考慮すべき事情も認められる。

(参考)業者(D)

業者(D)に関して、広島地裁において、平成23年10月5日に第1回公判、同年11月9日に第2回公判、同年11月29日に第3回公判、同年12月5日に第4回公判、平成24年1月19日に第5回公判、同年2月2日に第6回公判が開かれ、同年2月2日に懲役3年、執行猶予5年の有罪判決が言い渡された。

① 起訴の内容

<職員(A)関係>

業者(D)は、

- ・ 広島森林管理署長が平成22年3月10日に入札を予定していた「恵下谷山国有林森林整備事業」の総合評価落札方式による競争入札に際し、(有)D木材に前記事業を落札させようと企て、当時広島森林管理署の技術専門官であった職員(A)に、前記競争入札による契約の相手方を決定するために入札に参加しようとする者に作成及び提出させる技術提案書を(有)D木材のために作成してこれを近畿中国森林管理局に送付してもらい、同局審査委員に不当な方法で高い評価をさせ、競争入札において(有)D木材に落札させ、もって偽計を用い、入札等の公正を害すべき行為を行った。
- ・ また、上記の不正な行為と職員(A)に技術提案書を同会社のために作成してもらうためと、前記競争入札において(有)D木材が落札したことに対する謝礼、及び職員(A)からかねて広島森林管理署長発注の競争入札等において(有)D木材が有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼として職員(A)に対し、商品券30枚(額面金額合計3万円)を供与するとともに、代金合計18万2,231円相当の飲食及び旅館接待をし、職員(A)の職務に対し賄賂を供与した。

(罪名及び罰条)

- ・ 競売入札妨害、刑法96条の3第1項(平成23年法律第74号による改正前のもの)
- ・ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反(同法8条、刑法60条)
- ・ 贈賄(刑法198条)

<職員(B)関係>

業者(D)は、

- ・ ア 広島森林管理署業務課森林育成係長であった職員(B)から広島森林管理

署長が発注する競争入札等において、(有)D木材が有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、商品券合計 50 枚(額面金額合計 5 万円)及びビール券 10 枚(合計 7,060 円相当)を供与するとともに、代金合計 11 万 920 円相当の飲食の接待をし、もって職員(B)の職務に関して賄賂を供与した。

- ・イ 広島森林管理署長が平成 21 年 12 月 22 日に入札を予定していた「麻下山国有林外森林整備事業」の総合評価落札方式による競争入札に際し、(有)D木材に同事業を落札させようと企て、職員(B)に、広島森林管理署において、同競争入札による契約の相手方を決定するために入札に参加しようとする者に作成及び提出させる技術提案書を(有)D木材のために作成してこれを近畿中国森林管理局に送付してもらい、同局審査委員に不当な方法で高い評価をさせ、同競争入札において(有)D木材に同事業を落札させ、よって偽計を用い、入札等の公正を害すべき行為を行った。
- ・ウ 広島森林管理署長が平成 22 年 3 月 10 日に入札を予定していた「中ノ甲国有林外森林整備事業」の総合評価落札方式による競争入札に際し、(有)D木材に同事業を落札させようと企て、職員(B)に、同競争入札による契約の相手方を決定するために入札に参加しようとする者に作成及び提出させる技術提案書を(有)D木材のために作成してこれを近畿中国森林管理局に送付してもらい、同局審査委員に不当な方法で高い評価をさせ、同競争入札において(有)D木材に同事業を落札させ、もって偽計を用い、入札等の公正を害すべき行為を行った。
- ・エ 前記イおよびウのとおり、職員(B)に技術提案書を(有)D木材のために作成してもらうなどして前記各競争入札において(有)D木材が落札したことに対する謝礼及び同人から同署長が発注する競争入札等において(有)D木材が有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼として、職員(B)に対し、商品券 30 枚(額面金額合計 3 万円)を供与するとともに、代金合計 3 万 4,099 円相当の飲食を接待し、もって職員(B)の職務に関して賄賂を供与した。

(※贈賄額等は、訴因変更後のもの)

(罪名及び罰条)

- ・ 競売入札妨害、刑法 96 条の 3 第 1 項(平成 23 年法律第 74 号による改正前のもの)
- ・ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反(同法 8 条、刑法 60 条)
- ・ 贈賄(刑法 198 条)

<職員(C)関係>

業者(D)は、

- ・ア 広島森林管理署業務課長であった職員(C)に対し、広島森林管理署長が発注する競争入札等において、(有)D木材が有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、代金合計 6 万 2,878 円相当の飲食等の接待を行い、もって職員(C)の職務に関して賄賂を供与した。
- ・イ 広島森林管理署長が平成 21 年 7 月 9 日に入札を予定していた「小田山国有林外造林事業」の一般競争入札に際し、(有)D木材に同事業を落札させようと企て、職員(C)に、携帯電話で、予定価格を容易に算出することができる同事業の 1m<sup>3</sup> 当たりの単価が約 1 万 8,500 円である旨教示させ、競争入札において、(有)D木材に予定価格 1,295 万 9,149 円に近接する 1,295 万円で入札して落札して、もって偽計を用い、入札等の公正を害すべき行為を行った。
- ・ウ 前記イのとおり、職員(C)に予定価格の 1m<sup>3</sup> 当たりの単価を教示してもらい、(有)D木材が落札したことに対する謝礼及び今後も広島森林管理署長が発注する競争入札において(有)D木材が有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、職員(C)に対し、代金合計 50 万 6,967 円相当の飲食等の接待を行い、もって、職員(C)の職務に関して賄賂を供与した。
- ・エ 広島森林管理署長が平成 22 年 3 月 10 日に入札を予定していた「恵下谷山国有林森林整備事業」の総合評価落札方式による競争入札に際し、(有)D木材に同事業を落札させようと企て、職員(C)に、携帯電話で、予定価格を容易に算出することができる同事業の 1m<sup>3</sup> 当たりの単価が 1 万 6,000 円から 1 万 7,000 円の間である旨教示させ、もって偽計を用い、入札等の公正を害すべき行為を行った。
- ・オ 前記イ及びエのとおり、職員(C)から、予定価格を容易に算出することができる各事業の 1m<sup>3</sup> 当たりの単価を教示してもらい、各競争入札において、(有)D木材が各事業を落札したことに対する謝礼として、職員(C)に対し、代金合計 17 万 9,354 円相当の飲食の接待をし、もって、職員(C)の職務に関して賄賂を供与した。

(※贈賄額等は、訴因変更後のもの)

(罪名及び罰条)

- ・ 競売入札妨害、刑法 96 条の 3 第 1 項(平成 23 年法律第 74 号による改正前のもの)
- ・ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反(同法 8 条、刑法 60 条)
- ・ 贈賄(刑法 198 条)

## ② 公判の内容

被告人業者(D)は、職員(A)、職員(B)及び職員(C)関係の各起訴事実を概ね認め、検察官により次の証明予定事実が述べられた。

### <職員(A)関係>

- ・ 業者(D)は、以前から(有)D木材が広島森林管理署長の発注する造林事業及び素材生産事業を受注出来るように、森林管理署の職員側から入札予定価格を聞き出したり、あるいは同署において入札参加に必要な書類の作成の肩代わりを職員らに依頼し、その見返りに同署の職員らに飲食の接待等を行っており、そのため(有)D木材の印鑑を同管理署に預けているような状態であった。
- ・ 平成19年の夏頃、業者(D)から職員(A)に対して、指名競争入札によって(有)D木材が落札した事業について、その会社が作成すべき事業計画書の作成の肩代わりするよう依頼した。職員(A)がこの事業計画書を作成すると、業者(D)はこれまでは飲食に誘ったことが無かった被告人を飲食に誘うようになり、その後も、職員(A)に書類の作成の肩代わりを依頼したり、入札情報を尋ねたりして、これに応じた職員(A)に接待等を続けた。
- ・ 職員(A)から「恵下谷山国有林森林整備事業」の入札予定を聞き出すと、同事業を(有)D木材で受注しようと考えたが、入札のために必要となる技術提案書を自ら作成することが出来ないため、職員(A)に作成を依頼した。依頼に応じて職員(A)が作成した技術提案書が評価を受けて、同事業を(有)D木材で受注すると、その謝礼の趣旨を明らかにして接待を行った。

### <職員(B)関係>

- ・ 平成20年4月に職員(B)が森林育成係長になると、(有)D木材が作成すべき書類の作成を肩代わりするよう依頼したり、競争入札の予定価格や他の入札参加業者を尋ねたりしていた。職員(B)は業者(D)からの働きかけに対して、予定価格の概数を教えたり、入札参加業者名を教えたりしたほか、(有)D木材作成名義の書類を本人に代わって作成するなどして、継続的に自ら便宜な取り計らいをしてきた。それに対して業者(D)は職員(B)に対して、これまでの便宜供与に対する謝礼とこれから広島森林管理署が発注する事業に対する便宜供与の依頼の趣旨で接待等を行った。
- ・ 「麻下山国有林外森林整備事業」及び「中ノ甲国有林外森林整備事業」の入札予定を把握すると、同事業を(有)D木材で受注しようと考えたが、入札のために必要となる技術提案書を自ら作成することが出来ないため、職員(B)に作成を依頼した。依頼に応じて職員(B)が作成した技術提案書が評価を受けて、同事業を(有)D木材で受注すると、その謝礼の趣旨を明らかにして接待を行った。

### <職員(C)関係>

- ・平成21年4月に職員(C)が業務課長になると、業者(D)は、平成21年6月16日から飲食の接待を始めた。業者(D)は、「小田山国有林外造林事業」について、(有)D木材に有利な価格で落札したいと思って、平成21年7月上旬ころ、職員(C)に電話をかけて、予定価格の教示を依頼した。職員(C)はこれまでに業者(D)から受けた接待に報いなければならないと考え、後日、同事業の1m<sup>3</sup>当たりの単価が1万8,500円あたりである旨教えた。業者(D)は、同事業の入札に際し、単価1万8,600円で算出した1,302万円で入札したところ、予定価格を越えていたため、二回目の入札では、単価1万8,500円で算出した1,295万円で入札し、落札した。業者(D)は、同事業を落札した謝礼及び今後も有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨で接待を行った。
- ・「恵下谷山国有林森林整備事業」について、業者(D)は同事業もできるだけ(有)D木材に有利な価格で落札したいと思って、平成22年3月上旬頃、職員(C)に対して予定価格の教示を依頼した。職員(C)は、同月10日の入札執行の前日頃に、業者(D)からの電話において、業者(D)から提示された単価に対して、その上、その間などと答えて、単価が1万6,000円から1万7,000円の間であることを教示した。業者(D)は、他社との間で落札を争うことになることを想定していたが、他社が入札当日に急遽入札を辞退したため、競争相手がなくなり、準備していた入札金額を職員(C)が教示した単価から算出される予定価格に近い金額に変更しようとしたが、単価を1万5,000円とした金額で入札して、落札した。業者(D)は、これら入札業務に対する便宜供与に関する謝礼の趣旨で接待を行った。

### ③ 判決の内容

- ・主文「被告人を懲役3年に処する。この裁判が確定した日から5年間、その刑の執行を猶予する。」
- ・被告人は、できる限り高い価格で確実に事業を落札するために、本件各犯行を行ったが、結局は自らが経営する会社の利益を図るためであるといえるから、自己中心的で利欲的な動機によるものである。広島森林管理署の職員3名から、入札予定価格の算出根拠となる単価を教えてもらい、入札参加者の技術的能力等を明らかにするために提出する技術提案書を同職員に作成させているが、実際にその効果があって事業を落札したと認められる。造林事業等は、効率的かつ良好な品質で行われるよう総合評価落札方式を採用した制度の適用を害する程度は非常に高い。被告人は、賄賂を供与するなど積極的な働きかけをして、これらの行為を行ったのであり、共犯者との関係では主導的と言える。被告人が供与した賄賂の額は合計約120



万円にものぼるものであり、公務の公正に対する社会の信頼を害する程度は高い。本件各犯行は、約1年7か月の間に多数回繰り返し行われており、それに(有)D木材の社判や社印が広島森林管理署に保管されていたこともあわせ考えると、森林管理署の職員3名と業者が癒着した上でなされた常習的な犯行と言える。故に、被告人の刑事責任は重い。

しかしながら、他方、被告人に有利な情状として、当公判廷において、被告人が本件各犯行について、事実を認めて、反省の態度を示していること、(有)D木材の代表取締役を退任し、二度と犯罪をしないことを誓ったこと、経営する会社の入札参加資格がなくなるなど一定の社会的制裁を受けていること、罰金前科が1件あるが、その他の前科がないこと、といった事情が認められる。

<表 職員等の捜査・公判についての時系列表>

年 月 日	状 況
平成 23 年	
8 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(A)が「恵下谷山国有林森林整備事業」の入札に関する加重収賄等の容疑で逮捕</li> <li>・業者(D)が「恵下谷山国有林森林整備事業」の入札に関する贈賄等の容疑で逮捕</li> </ul>
9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(A)が「恵下谷山国有林森林整備事業」の入札に関する加重収賄等の罪で起訴</li> <li>・業者(D)が「恵下谷山国有林森林整備事業」の入札に関する贈賄等の罪で起訴</li> </ul>
9 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(B)が「麻下山国有林外森林整備事業」及び「中ノ甲国有林外森林整備事業」の入札に関する加重収賄等の容疑で逮捕</li> <li>・業者(D)が「麻下山国有林外森林整備事業」及び「中ノ甲国有林外森林整備事業」の入札に関する贈賄等の容疑で再逮捕</li> </ul>
10 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者(D)に関する第 1 回公判</li> </ul>
10 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(B)が「麻下山国有林外森林整備事業」及び「中ノ甲国有林外森林整備事業」の入札に関する加重収賄等の罪で起訴</li> <li>・業者(D)が「麻下山国有林外森林整備事業」及び「中ノ甲国有林外森林整備事業」の入札に関する贈賄等の罪で追起訴</li> </ul>
10 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(A)に関する第 1 回公判</li> </ul>
10 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(C)が「小田山国有林外造林事業」及び「恵下谷山国有林森林整備事業」等の入札に関する加重収賄等の容疑で逮捕</li> <li>・業者(D)が「小田山国有林外造林事業」及び「恵下谷山国有林森林整備事業」の入札に関する贈賄等の容疑で再々逮捕</li> </ul>
11 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者(D)に関する第 2 回公判</li> </ul>
11 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(C)が「小田山国有林外造林事業」及び「恵下谷山国有林森林整備事業」の入札に関する加重収賄等の罪で起訴</li> <li>・業者(D)が「小田山国有林外造林事業」及び「恵下谷山国有林森林整備事業」の入札に関する贈賄等の罪で追起訴</li> </ul>
11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(A)に関する第 2 回公判</li> </ul>
11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(A)を懲戒処分(免職)</li> </ul>
11 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(B)に関する第 1 回公判</li> </ul>
11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者(D)に関する第 3 回公判</li> </ul>
12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者(D)に関する第 4 回公判</li> </ul>
12 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(A)に関する第 3 回公判</li> </ul>

12月15日	・職員(A)に関する第4回公判
12月19日	・職員(B)を懲戒処分(免職)
平成24年	
1月4日	・職員(C)に関する第1回公判
1月6日	・職員(B)に関する第2回公判
1月10日	・職員(A)に関する第5回公判
1月19日	・業者(D)に関する第5回公判
1月20日	・職員(B)に関する第3回公判(判決)
1月24日	・職員(C)を懲戒処分(免職)
	・職員(A)に関する第6回公判(判決)
1月30日	・職員(C)に関する第2回公判(判決)
2月2日	・業者(D)に関する第6回公判(判決)